

中小事業者等取引公正化推進 アクションプラン



公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定しました。

公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していきます。

主な下請法の執行強化

買いたたきの解釈の明確化

●下請法運用基準の改正

【改正後の下請法運用基準の概要】

- 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがあります。
 - ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
 - ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

●下請法Q&Aの公表

●不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施

(不当な下請取引) ゼロゼロ110番

電話番号 0120-060-110 【受付時間】10:00-17:00(土日祝日・年末年始を除く)

価格転嫁円滑化スキーム

違反行為情報提供フォームの運用

公正取引委員会では、下請事業者が匿名で、買いたたきなどの違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、広く情報を受け付けております。

(URL:<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>)

